

開催要綱

1. 趣 旨

社会福祉士及び介護福祉士法の改正によって、平成24年度から介護職員によるたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）が制度化されたことに伴い、介護保険施設や障害者施設等において介護職員が適切にたんの吸引等を行えるよう介護職員によるたんの吸引等研修（不特定多数の者対象〔社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号〕）を実施する。

2. 実施主体

徳島県

研修機関

公益財団法人介護労働安定センター徳島支部

3. 研修課程

(1) 第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は以下の通りとする。

① たんの吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）

※口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とします。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

※胃ろう又は腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

(2) 第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとします。

① たんの吸引（口腔内）

※咽頭の手前までを限度とします。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

② たんの吸引（鼻腔内）

※咽頭の手前までを限度とします。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

③ たんの吸引（気管カニューレ内）

※咽頭の手前までを限度とします。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

④ 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）※状態確認は、看護職員が行います。

⑤ 経管栄養（経鼻経管栄養）

※経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

※第一号研修及び第二号研修のうち、「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者は受講科目に一部免除の取扱いがあります。

(3) 特定行為の追加コース（実地研修のみ）

現在、認定特定行為従事者として業務に就いている者、または過去にたんの吸引等研修（第二号研修）を修了している者で、修了していない特定行為について追加で修了を希望する者。

(4) 科目免除コース

次の修了者等に対して一定の研修及び実地研修を行います。

- ・過去にたんの吸引等研修の基本研修（講義・演習）を修了したが、行為が必要な対象者がいない等の理由で実地研修を行えなかった者で実地研修修了を希望する者。
- ・実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者で実地研修の修了を希望する者。

4. 研修期間及びカリキュラム

基本研修(講義) 県中央部：令和4年9月7日から令和4年11月10日までの10日間

基本研修(講義) 県南部：令和4年9月6日から令和4年11月10日までの10日間

基本研修(講義) 県西部：令和4年9月9日から令和4年11月10日までの10日間

基本研修(演習) 県中央部：令和4年11月25日・26日・27日・28日（いずれか1日）

基本研修(演習) 県南部：令和4年11月15日・22日

基本研修(演習) 県西部：令和4年11月17日・18日

実地研修：演習修了から令和5年2月10日まで

(1) 基本研修(講義)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

筆記試験

筆記試験（四肢択一式、30問・60分）により、知識の習得状況を確認する。合格基準（9割以上の得点）に達しない受講者（9割未満7割以上）に対しては、1回に限り補講及び再試験を行い、再度、知識の習得状況を確認する。

ただし、7割未満の得点であった者及び再試験で合格基準に達しなかった者については、以降の受講を中止する。

(2) 基本研修(演習)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

筆記試験合格者に対して、たんの吸引等及び救急蘇生法の演習を受講者1人につき1日間実施する。シミュレーター（たんの吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、吸引装置等を用い、次表に示す行為の種類毎に所定の回数を行う。

行為毎に講師の評価を受け、国の「喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日）」に定める「基本研修（演習）評価基準」の基準に達した時点で基本研修（演習）の終了となる。ただし、上限を各行為につき7回までとし、7回目に基準に達しなかった場合は、研修の継続判定を併せた補講演習を行う。（日程は未定）

(3) 実地研修

基本研修(演習)の評価判定に合格後、原則として所属施設等（法人内他事業所等を含む。）において、利用者の協力、指導看護師等の指導のもと、次表に示す行為の種類毎に所定の回数を行う。

行為毎に講師の評価を受け、国の「喀痰吸引等研修実施要綱」に定める「実地研修評価基準」の基準に達した時点で演習の終了となる。

研修の種類	たんの吸引等の行為	演習	実地研修
第一号研修	口腔内のたんの吸引	5回以上	10回以上
	鼻腔内のたんの吸引	5回以上	20回以上
	気管カニューレ内部のたんの吸引	5回以上	20回以上
	胃ろう又は腸ろう	5回以上	20回以上
	経鼻経管栄養	5回以上	20回以上
	救急蘇生法	1回以上	
第二号研修	口腔内のたんの吸引	5回以上	10回以上
	鼻腔内のたんの吸引	5回以上	20回以上
	気管カニューレ内部のたんの吸引	5回以上	20回以上
	胃ろう又は腸ろう	5回以上	20回以上
	経鼻経管栄養	5回以上	20回以上
	救急蘇生法	1回以上	

5. 募集期間

令和4年7月29日（金） 締め切り

6. 研修会場

県中央部 基本研修(講義・演習) ふれあい健康館
 県南部 基本研修(講義・演習) 阿南市商工業振興センター
 県西部 基本研修(講義・演習) 地域交流センターはくあい

※筆記試験については公平性の観点から同日同一会場にて実施します。

【筆記試験のみ】令和4年11月10日（木） アスティ徳島

実地研修 一定の要件を満たした実地研修機関（原則、受講者自らが所属する法人の施設等。受講者自らが所属する法人の施設等で実施できない場合は、当センターが紹介する実地研修施設で実施。）

7. 募集定員

県中央部 100名程度（基本研修免除者含む）

県南部 50名程度

県西部 50名程度

※県南部・県西部の申込者が少数の場合は県中央部のみの実施
となりますことを、ご了承ください。

8. 受講資格

下記の要件を全て満たす者とする。

- ① 原則として、徳島県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、障害者（児）施設等（医療機関を除く）、居宅サービス事業等に就業している介護職員（資格は問わない）。
- ② 原則として、現在勤務する事業所の利用者に上記医行為を行う対象者がいること。
- ③ 原則として、指導看護師等¹⁾がおり、シミュレーション演習・実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。
- ④ 原則として、事業所が特定事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。
- ⑤ 免除科目以外の全課程出席可能であること。
- ⑥ 介護業務に従事してから3年以上の実務経験があること（介護福祉士実務者研修を修了した者・介護福祉士養成施設及び福祉系高等学校を平成28年3月以降に卒業し医療的ケアを修了した者については除く。）

¹⁾指導看護師等とは、a) すでに国又は県の指導看護師等養成研修を受講している（特別養護老人ホームにおける介護職員と看護職員によるケア連携協働のための研修事業における指導者養成研修受講者は、本研修の指導看護師等には該当しない。）又は b) 令和3年度介護職員によるたんの吸引等研修事業（不特定多数の者対象）指導者養成伝達講習会を受講予定の者で、いずれかの要件に該当すること。（医療的ケア教員講習会は該当しない。）

9. 申込みに必要な書類

全ての受講希望者は、以下の書類が必要です。

- ・〔様式1号〕受講申込書
- ・〔様式2号〕受講申込者調書
- ・〔様式3号〕指導看護師調書及び承諾書
- ・指導看護師の指導者養成講習修了書の写し
- ・〔様式5号〕実地研修実施承諾書

※（3）特定行為の追加コース（実地研修のみ）申込み者は追加して以下の書類が必要です。

- ・〔様式4-1号〕一部履修免除の申請書
- ・〔様式4-2号〕認定特定行為業務従事証明書
- ・認定特定行為業務従事者認定証の写し及び喀痰吸引等研修（第二号）修了証の写し

※（4）科目免除コースの申込み者は追加して以下の書類が必要です。

- ・〔様式4-1号〕一部履修免除の申請書

- 一部履修免除を証明するために必要な修了証書等の写し

10. 申込方法

次の住所に郵送又は持参にて提出してください。

申込書等の提出先

〒770-0835

徳島県徳島市藍場町1-5 徳島第一ビル5階

「公益財団法人介護労働安定センター徳島支部 たんの吸引等研修担当者」宛て

TEL:088-655-0471 FAX088-655-0463

11. 選考方法

施設、事業所ごとの申込として、複数名の申込の際は、「〔様式1号〕受講申込書」に優先順位を記入して下さい。受付状況を勘案し、受講者を決定します。

12. 選考結果の通知方法

申込者全員に対し、令和4年8月18日（木）頃に受講決定（不決定）通知を発送致します。

13. 申込手続きの完了

受講決定通知に併せ、受講案内を送付します。やむを得ず申込みを辞退される場合は、速やかにご連絡ください。

14. 受講料等

受講料 無料

別途 テキスト代 2,420円（税込）が必要となります。

※ 中央法規出版(株)発行『改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

15. 保険について

実地研修期間の損害賠償保険については、当センターが一括にて契約いたします。

詳細につきましては、損害保険に関わるリーフレット（実地研修に関する書類と一緒に送付します）を参照してください。

16. 講習実施の中止

県南部・県西部の申込者が少数の場合は各会場を中止し、県中央部のみの実施となりますことを、ご了承ください。

17. 遅刻・早退・欠席等の取扱い

遅刻・早退・欠席、受講態度、筆記試験の結果、演習及び実地研修における評価結果等によって研修の目的が達成されないと判断された場合、修了証を交付できないことがあります。

18. 修了証明書の発行

研修の全課程（特定行為追加コース及び科目免除コースは、指定された内容）を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

なお、修了証明書の発行は、実施報告書が当センターに届いてから、交付します。

19. 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

(2) 目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

(3) 複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

20. 実地研修の実施について

- 実地研修は、原則として受講者自らが所属する法人の施設等において実施していただきます。
- 実地研修先においては、「〔別紙 2〕実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要があります。勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制整備を行ってください。
- 実地研修先において指導をする医師、看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等（准看護師は除く）とします。
- 指導にあたる予定の看護師等は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」を修了している必要があります。ただし、現在、指導看護師が不在でも、所属する看護師を今後実施する指導者養成伝達講習会に参加・修了させれば本要件を満たすものと扱います。
- 実地研修先が確保できない場合は、受講申込書にその旨記載してください。

〔お問合せ先〕	公益財団法人介護労働安定センター徳島支部	担当：新田・大平
	〒770-0835	
	徳島県徳島市藍場町 1-5 徳島第一ビル 5 階	
	TEL:088-655-0471 FAX088-655-0463	
	URL: http://www.kaigo-center.or.jp/	
	メールアドレス : tokushima@kaigo-center.or.jp	
	営業時間 : 平日 9 : 00 ~ 17 : 00	